

## 山口市上下水道事業現場代理人等取扱要領

山口市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が発注する建設工事の現場代理人の取扱については、山口市現場代理人等取扱要領の例による。この場合において、同要領中「山口市」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。  
（山口市上下水道事業が発注する建設工事の現場代理人等の兼務に関する基準の廃止）
- 2 山口市上下水道事業が発注する建設工事の現場代理人等の兼務に関する基準は廃止する。

### 附 則

この要領は、平成25年1月15日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。